

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

届出に係る調剤基本料の 区分 (いずれかに○を付す)	<input type="checkbox"/> 調剤基本料(特例除外を含む。)	(妥結率50%超)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の妥結率特例	(妥結率50%以下)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の特例(イ又はロ)	(妥結率50%超)
	<input type="checkbox"/> 調剤基本料の特例(イ又はロ)の妥結率特例	(妥結率50%以下)

当該保険薬局において購入された薬価基準に記載されている 医療用医薬品の薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量× 薬価を合算したもの) (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた 薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額(各医療用 医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの) (②)	円
妥結率 (②/①) %	%

[記載上の注意]

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない場合は、妥結率の低い保険薬局とみなされることに留意すること。
- 3 保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。